

新宮町水道事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 新宮町水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

| | | | | |
|---------------------|----------------|--------|------------|---------------------|
| 供用開始年月日 | 昭和46年10月1日(※1) | 計画給水人口 | 32,670(※2) | 人 |
| 法適(全部・財務) ・非適の区分 | 全部適用 | 現在給水人口 | 32,790 | 人 |
| | | 有収水量密度 | 2.15 | 千m ³ /ha |

※1 簡易水道事業として昭和46年度に施設の供用を開始しています。

※2 令和3年度に認可変更を行う予定です。

② 施設

| | | | | |
|---------|----------|-------------------|-----------|--------|
| 水 源 | 浄水受水・地下水 | | | |
| 施 設 数 | 浄水場設置数 | 1 | 管 路 延 長 | 163.7 |
| | 配水池設置数 | 4 | | |
| 施 設 能 力 | 11,200 | m ³ /日 | 施 設 利 用 率 | 77.5 % |

③ 料金

| | |
|----------------------------------|---|
| 料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え | 本町水道事業の水道料金は、「基本料金」と「使用水量に応じた従量料金」、「メータ使用料」、「その合計にかかる消費税相当額」で構成されています。そのうち従量料金は多く使用するほど1m ³ 当たりの単価が高くなる通増型料金体系となっています。 |
| 料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない) | 昭 和 58 年 10 月 1 日 |

<料金表(1か月当たり)>

| | 使用水量 | 金額 |
|------|----------------------|---------------------|
| 基本料金 | 6m ³ まで | 900円 |
| 従量料金 | 7~15m ³ | 180円/m ³ |
| | 16~20m ³ | 200円/m ³ |
| | 21~50m ³ | 230円/m ³ |
| | 51~200m ³ | 270円/m ³ |
| | 201m ³ 以上 | 310円/m ³ |
| | 一時用 | 310円/m ³ |

| | 口径 | 金額 |
|---------|------|--------|
| メーター使用料 | 13mm | 100円 |
| | 20mm | 150円 |
| | 25mm | 200円 |
| | 30mm | 300円 |
| | 40mm | 400円 |
| | 50mm | 2,000円 |
| | 75mm | 3,000円 |

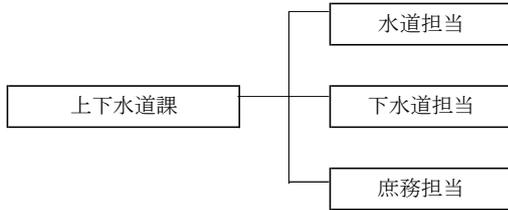
※上記料金の合計額に消費税が別途かかります。(10円未満切り捨て)

※検針が隔月となっている箇所、検針を行わない月は基本料金とメーター使用料のみ請求します。

④ 組織

新宮町上下水道課は、水道担当、下水道担当、庶務担当の大きく3つに分かれています。課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(4人)、主任主事(2人)、主事(2人)の14人です。(内水道事業7人)

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

| 年齢 | 管理職 | 水道担当 | 下水道担当 | 庶務担当 | 合計 |
|--------|-----|------|-------|------|-----|
| 61歳～ | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 51～60歳 | 1人 | 人 | 人 | 1人 | 2人 |
| 41～50歳 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 4人 |
| 31～40歳 | 人 | 2人 | 1人 | 2人 | 5人 |
| ～30歳 | 人 | 人 | 1人 | 2人 | 3人 |
| 合計 | 2人 | 3人 | 3人 | 6人 | 14人 |

(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 維持管理業務

水道施設運転維持管理包括業務(浄水場運転管理、水道の開始・中止の開閉栓、水道管の漏水調査)、検針業務を民間業者に委託し、効率化と経費削減を図っています。

② 施設の統廃合と広域化の取組

福岡地区水道企業団の受水量が増えたことや北部福岡緊急連絡管を利用した北九州市からの受水が開始されたことにより、4か所の浄水施設を廃止又は休止し経費削減を図っています。次に、広域化の取組として、福岡地区水道企業団に水質検査を委託することで、設備投資の削減を図っています。更に、古賀市との共同配水池(立花第二配水池)を持つことで初期投資の抑制を図っています。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口は給水区域内人口に普及率を乗じて算出しました。令和3年度に申請予定の認可申請書(令和2年度作成)の計画値に基づき、給水普及率を99.5%に設定しています。また、区画整理事業、民間開発等が計画されており、今後も人口増加の傾向が続くものと予測しています。

予測値

| 項目 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 普及率 | 98.6% | 98.7% | 98.8% | 98.9% | 99.0% | 99.1% | 99.2% | 99.3% | 99.4% | 99.5% |
| 給水人口 | 32,963 | 33,264 | 33,564 | 33,865 | 34,166 | 34,238 | 34,309 | 34,678 | 35,047 | 35,517 |

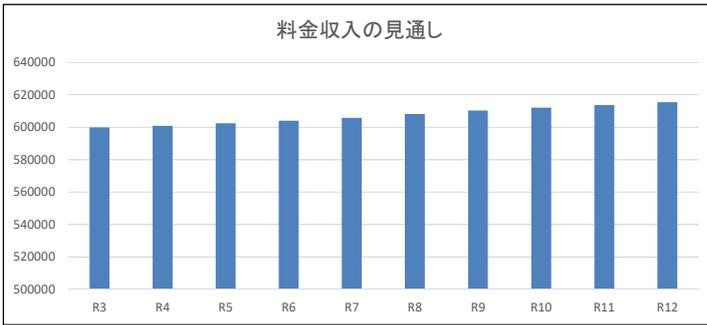
(2) 水需要の予測

今後行われる土地区画整理事業や民間開発による人口増加に伴い、使用水量は今後も増加する見込みです。

| 項目 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活用水原単位(ℓ/人・日) | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 |
| 生活用水量(m³/日) | 6,132 | 6,188 | 6,243 | 6,299 | 6,355 | 6,369 | 6,382 | 6,451 | 6,519 | 6,607 |
| 業務・営業用(m³/日) | 1,551 | 1,551 | 1,551 | 1,551 | 1,609 | 1,687 | 1,765 | 1,843 | 1,922 | 2,000 |
| 官公署・学校用(m³/日) | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 |
| その他用(m³/日) | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 合計 | 7,874 | 7,930 | 7,985 | 8,041 | 8,155 | 8,247 | 8,338 | 8,485 | 8,632 | 8,798 |

(3) 料金収入の見通し

今後も人口増加は継続する見込みのため、料金収入も微増していく見込みです。



(4) 組織の見通し

平成14年度に下水道課と統合しており、今後も継続していく予定です。現段階で職員数の変更は予定していません。

3. 経営の基本方針

(基本方針)

安定した水の供給のために、効率的な事業運営、費用対効果を考慮した施設更新を実施します。

(具体的な施策)

- ① 老朽化した管路及び水道施設について、耐震性・費用対効果を考慮した効率的な更新方法を検討し、実施します。
- ② 水道事業の健全経営のため、コストの削減に努め、適正な料金体系について検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| 目標 | 緊急度・優先順位の高いものから計画的に施設更新を行います。 |
|----|-------------------------------|
|----|-------------------------------|

| | | |
|------------|-------------------|------------|
| ① 配水管更新事業 | 事業期間 令和3年度～令和12年度 | 事業費:791百万円 |
| ② 水道施設更新事業 | 事業期間:令和3年度～ | 事業費: 13百万円 |

② 収支計画のうち財源についての説明

| 目標 | 更新や修繕などに必要な財源を確保し、収支均衡に努めます。 |
|----|------------------------------|
|----|------------------------------|

- ・料金収入について、今後も微増で推移していく見込みです。
- ・企業債は、各年度の事業費を基に必要額を計上しています。
- ・繰入金について、国が定める公営企業繰出基準の原則に従って計算しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費 現時点で職員数の増減は予定していないため、給与改定分のみを反映して積算しています。
令和3年度～令和12年度 金額: 598百万円
- ・委託料 水道施設運転維持管理包括業務委託が主なものとなります。
令和3年度～令和12年度 金額: 482百万円
- ・修繕費 配水管漏水及び浄水場機械設備等の修理費で、近年の実績に基づき積算しています。
令和3年度～令和12年度 金額: 133百万円
- ・動力費 将来的の水需要を踏まえ、受水量とのバランスを考慮し積算しています。
令和3年度～令和12年度 金額: 96百万円
- ・受水費 今後の水需要を考慮し積算しています。
令和3年度～令和12年度 金額:3,229百万円

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

| | |
|---|--|
| 広 域 化 | 第6次新宮町総合計画では、令和42年頃から人口が減少になることが予測されています。それに伴い給水収益も減少し、限られた職員数で事業運営を行わなくてはならないことが予想されるため、広域化についても検討を行い効率的な事業運営を目指していく必要があります。今後の周辺自治体や用水供給事業の動向に注視し、広域化に向けた必要性やメリットについて検討していきます。 |
| 民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等) | 現段階での検討事項はありません。 |
| アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化) | 老朽化した施設は、維持補修を行いながら延命化を図り投資の平準化に努めます。 |
| 施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング) | 将来の需給バランスを考慮し、余剰な施設が発生した場合、休止・廃止を検討します。 |
| 施設・設備の合理化 (スペックダウン) | 過大な管路については、管口径の見直しの検討を行います。 |
| そ の 他 の 取 組 | 現段階での検討事項はありません。 |

② 財源についての検討状況等

| | |
|----------------------------|--|
| 料 金 | 今後も料金収入増の見込みです。 |
| 企 業 債 | 世代間の公平性、将来への負担のバランスを考慮し借入額を検討していきます。 |
| 繰 入 金 | 国が定める公営企業操出基準の原則に従います。 |
| 資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組 | 売却可能な資産については、既に売却しているため、現段階では検討事項はありません。 |
| そ の 他 の 取 組 | 現段階で検討事項はありません。 |

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|-------------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項 | 今後この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら計画期間の中間時(5年経過後)に見直しを行います。また、この計画と実績との乖離が著しい場合や計画の前提となる経営・財政条件が大幅に変更となった場合にも見直しを行います。 |
|-------------------------|---|

経営比較分析表 (令和元年度決算)

福岡県 新宮町

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|--------------|-------|------------|--------|--------------------------------|--------|-----------------------------|----------|-----------------------|-------|---------------------------|----------|
| 業種名 | 水道事業 | 事業名 | 未端給水事業 | 類似団地区分 | A5 | 管理者の情報 | 非設置 | | | | | |
| 法適用 | 自己資本構成比率 (%) | 74.19 | 普及率 (%) | 97.73 | 1か月20m ² 当たり家庭給水(円) | 3,980 | 人口 (人) | 33,368 | 面積 (km ²) | 18.93 | 人口密度 (人/km ²) | 1,762.70 |
| 資金不足比率 (%) | 97.73 | 3,980 | 現在給水人口 (人) | 32,790 | 給水区域面積 (km ²) | 13.05 | 給水人口密度 (人/km ²) | 2,512.64 | | | | |

グラフ凡例

- 当該団体の値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和元年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 給水戸数の増加により加入金等の収入があったため、水道事業の経費収支は、平成23年度以降毎年100%を越え、類似団体平均値と比べると1割以上になっています。節水機器の普及による人当たりの使用水量は減少しており、使用水量も若干の増加が期待できます。令和元年度は平成30年度よりも給水収益は増加したものの、加入金が減ったことにより、当該値が減少しています。
 企業債残高対給水収益比率は、新築の借入を控えているため減少傾向にありますが、今後給水収益が増える可能性がります。
 料金の回収率と給水原価の格差からは給水原価が類似団体平均値よりも高いものの、給水にかかる費用が給水収益だけで賄えています。一方で、施設利用率と有収益は類似団体平均を上回っており、効率的な施設運営が行われているといえます。新宮町には自己水源がほとんどなく、90%近くを受水で賄っており、福岡地区水道企業団や北九州市に受水する量が給水原価を高くする原因となっています。

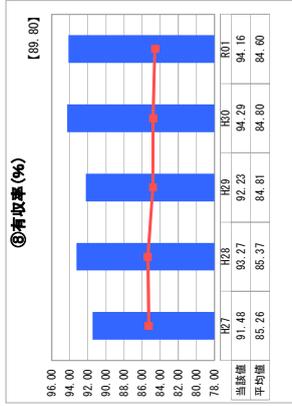
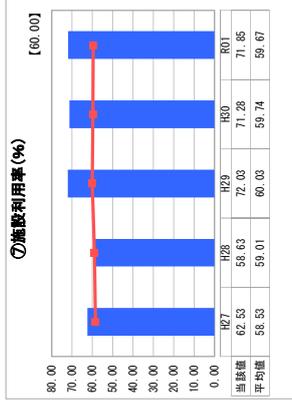
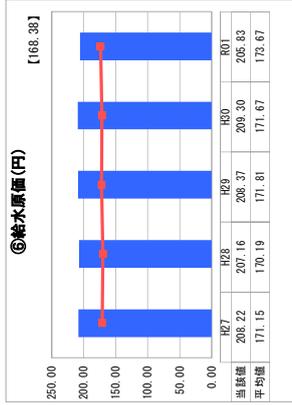
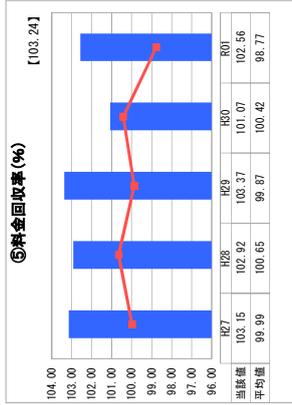
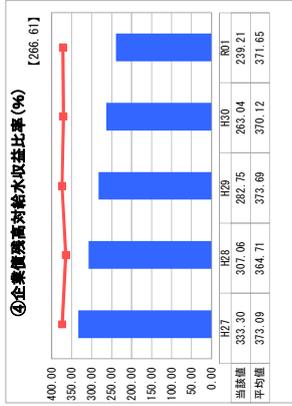
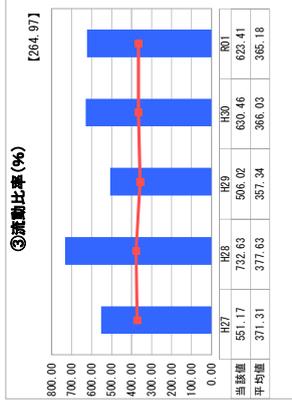
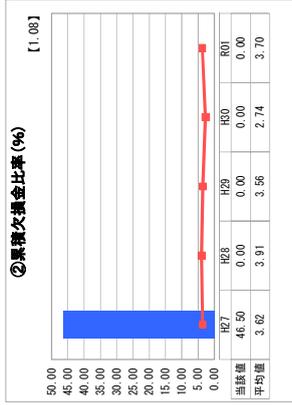
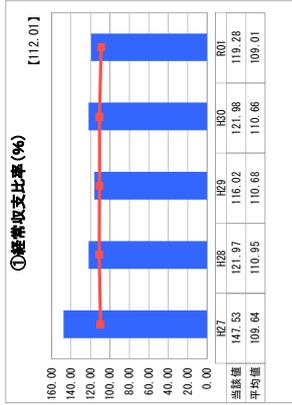
2. 老朽化の状況について

毎年拡大していく下水道の面整備に合わせて、配水管の移設・更新を行っています。そのため、有形固定資産減価償却率は類似団体平均よりも低く、管路更新率は大きく変動します。
 しかし、昭和48年に水道事業を開始しており、今後法定耐用年数を超過する管路が増加していく予定です。

全体総括

毎年拡大していく下水道の面整備に合わせて、配水管の移設・更新を行っています。そのため、有形固定資産減価償却率は類似団体平均よりも低く、管路更新率は大きく変動します。
 しかし、昭和48年に水道事業を開始しており、今後法定耐用年数を超過する管路が増加していく予定です。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況

